

特定施設届出の手引き

(騒音規制法、振動規制法)



江東区

環境清掃部 環境保全課

騒音・振動特定施設の届出

騒音規制法及び振動規制法に定める特定施設（別表 1、2 参照）を設置又は変更しようとする工場及び事業所は、その内容に応じて以下の届出が必要です。ただし除外地域（別表 3 参照）に設置・変更される場合は必要ありません。

(1) 騒音特定施設の届出の種類

① 特定施設設置届出書（様式 1）

特定施設を新たに設置しようとする際の届出

② 特定施設使用届出書（様式 2）

新たに指定地域の指定が行われた時又は特定施設の追加指定が行われた時に特定施設の設置者となった場合

③ 特定施設の種類ごとの数変更届出書（様式 3）

特定施設の数に変更があった場合

（騒音特定施設の場合、種類ごとの数の増加が 2 倍以内のものは必要ありません。）

④ 騒音の防止方法変更届出書（様式 4）

騒音防止の方法が変更になった場合

（ただし騒音の大きさの増加を伴わない場合は必要ありません。）

⑤ 氏名等変更届出書（様式 6）

届出者の氏名（法人においては代表者）、名称、住所、もしくは工場（事業所）の名称及び所在地を変更した場合

⑥ 特定施設使用全廃届出書（様式 7）

特定施設の全ての使用を廃止した場合

⑦ 承継届出書（様式 8）

特定施設の全てを譲り受け、借受け、相続、合併によって地位を承継した場合

※添付書類として承継の事実が確認できる書類（登記簿の写しなど）が必要です。

①～④ 注 1：工事着手 30 日前までに届出を行って下さい。

注 2：別紙「騒音防止の方法」及び図面（案内図・配置図）を添付して下さい。

⑤～⑦ 注 1：事実が発生した日から 30 日以内に届出を行って下さい。

(2) 振動特定施設の届出の種類

騒音特定施設にほぼ準じる。

※届出書の用紙は江東区役所環境保全課指導係（防災センター6 階 7 番窓口）で交付しています。また、区 HP（【環境保全】→【騒音・振動規制法の特定施設】）からダウンロード可能です。

別表 1 騒音規制法による特定施設

1 金属加工機械

- イ 圧延機械（原動機の定格出力の合計が22.5kW以上のものに限る。）
- ロ 製管機械
- ハ ベンディングマシン（ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る。）
- ニ 液圧プレス（矯正プレスを除く。）
- ホ 機械プレス（呼び加圧能力が294kN以上のものに限る。）
- ヘ せん断機（原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る。）
- ト 鍛造機
- チ ワイヤフォーマーマシン
- リ プラスト（タンブラスト以外ののものであって、密閉式のものを除く。）
- ヌ タンブラー
- ル 切断機（といしを用いるものに限る。）

2 空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。）

※単独での使用だけでなく、各種機械の原動力として設備内に併設されている場合も届出対象

※空気圧縮機については、エアコン等の冷凍機に用いられるものを除く

3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。）

4 織機（原動機を用いるものに限る。）

5 建設用資材製造機械

- イ コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45m³以上のものに限る。）
- ロ アスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。）

6 穀物用製粉機（ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。）

7 木材加工機械

- イ ドラムバーカー
- ロ チッパー（原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。）
- ハ 碎木機
- ニ 帯のこ盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が1.5kW以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。）
- ホ 丸のこ盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が1.5kW以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。）
- ヘ かな盤（原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。）

8 抄紙機

9 印刷機械（原動機を用いるものに限る。）

10 合成樹脂用射出成形機

11 鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）

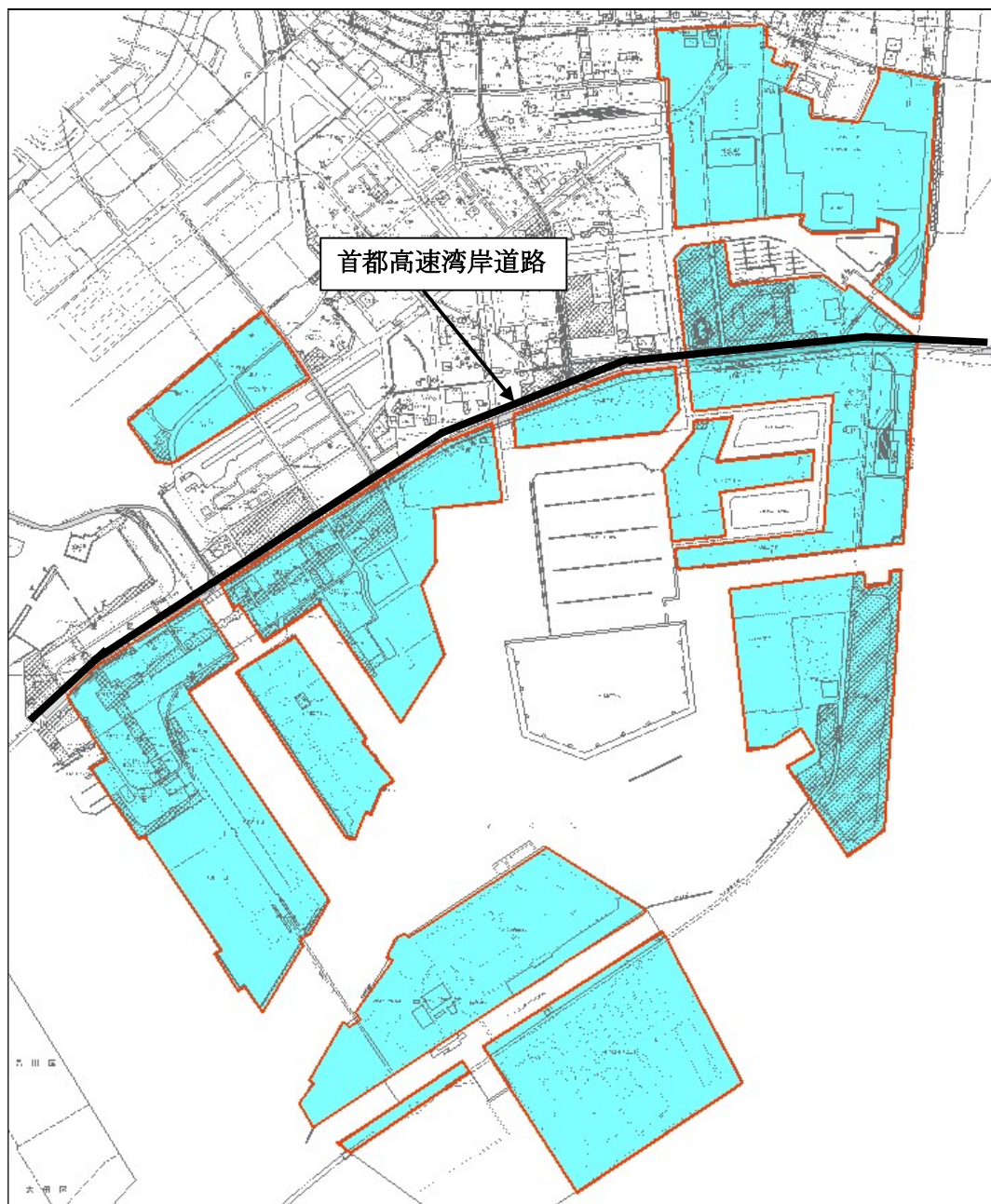
別表2 振動規制法による特定施設

- 1 金属加工機械
 - イ 液圧プレス（矯正プレスを除く。）
 - ロ 機械プレス
 - ニ セン断機（原動機の定格出力が1kW 以上のものに限る。）
 - ホ 鍛造機
 - ヘ ワイヤフォーミングマシン（原動機の定格出力が37.5kW 以上のものに限る。）
- 2 圧縮機（原動機の定格出力が7.5kW 以上のものに限る。）
※単独での使用だけでなく、各種機械の原動力として設備内に併設されている場合も届出対象
※圧縮機については、エアコン等の冷凍機に用いられるものを除く
- 3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7.5kW 以上のものに限る。）
- 4 織機（原動機を用いるものに限る。）
- 5 コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力の合計が2.95kW 以上のものに限る。）並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が10kW 以上のものに限る。）
- 6 木材加工機械
 - イ ドラムバーカー
 - ロ チッパー（原動機の定格出力が2.2kW 以上のものに限る。）
- 7 印刷機械（原動機の定格出力が2.2kW 以上のものに限る。）
- 8 ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30kW 以上のものに限る。）
- 9 合成樹脂用射出製形機
- 10 鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）

別表3 騒音規制法・振動規制法適用除外地域

区では騒音規制法・振動規制法の適用除外地域を指定しています（都市計画法第8条第1項の規定による工業専用地域及び一部地域）。適用除外地域に該当する場合には、騒音規制法・振動規制法に基づく届出の提出は不要となります。

- 新砂一丁目、二丁目、三丁目2番の一部、5～11番（工業専用地域のみ）、夢の島（全域）
- 豊洲六丁目3番～6番
- 首都高速道路湾岸線以南の地域全部
新木場全域、若洲全域、辰巳三丁目、有明三丁目、四丁目、青海全域、東雲二丁目8～15番、海の森全域、海の森地先



騒音規制法の特定工場に係る規制基準

区域の区分		時間の区分	敷地と隣地の境界における音量 (デシベルA)
種別	該当地域		
第1種区域	1. 第1・2種低層住居専用地域	午前 6時～午前 8時	40
	2. AA地域	午前 8時～午後 7時	45
	3. 前2号の地域に接する地先及び水面	午後 7時～午後11時	40
		午後11時～午前 6時	40
第2種区域	1. 第1・2種中高層住居専用地域 (第1種区域に該当する区域を除く。)	午前 6時～午前 8時	45
	2. 第1・2種住居地域	午前 8時～午後 7時	50
	3. 準住居地域	午後 7時～午後11時	45
	4. 無指定地域 5. 第1特別地域(商業、近隣商業、準工業、工業、工業専用地域のうち第1種区域に接する30メートル以内の地域)		45
第3種区域	1. 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域(第1特別地域に該当する区域を除く。)	午前 6時～午前 8時	55
	2. 第2特別地域(工業、工業専用地域のうち第2種区域に接する30メートル以内の地域) 3. 前2号の地域に接する地先及び水面	午前 8時～午後 8時	60
		午後 8時～午後11時	55
		午後11時～午前 6時	50
第4種区域	1. 工業地域(第1特別地域及び第2特別地域に該当する区域を除く。)	午前 6時～午前 8時	60
	2. 第3特別地域(工業専用地域のうち第3種区域に接する30メートル以内の地域) 3. 前2号の地域に接する地先及び水面	午前 8時～午後 8時	70
		午後 8時～午後11時	60
		午後11時～午前 6時	55
ただし、第2・3種区域又は第4種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院、診療所、図書館及び老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートルの区域内(第1・2・3特別地域を除く。)における規制基準は当該値から5デシベル(A)を減じた値とする。			

振動規制法の特定工場に係る規制基準

区域の区分		時間の区分	敷地と隣地の境界における地盤振動(デシベル)
種別	該当地域		
第1種区域	1. 第1・2種低層住居専用地域 2. 第1・2種中高層住居専用地域 3. 第1・2種住居地域 4. 準住居地域 5. 無指定地域(第2種区域に該当する区域を除く。)	午前 8時～午後 7時	60
		午後 7時～午前 8時	55
第2種区域	1. 近隣商業地域 2. 商業地域 3. 準工業地域 4. 工業地域 5. 前各号の地域に接する地先及び水面	午前 8時～午後 8時	65
		午後 8時～午前 8時	60
ただし、学校・保育所・病院・診療所・図書館及び老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は当該値から5デシベルを減じた値とする。			

特 定 施 設 設 置 届 出 書

年 月 日

江 東 区 長 殿

東京都千代田区丸の内一丁目2番3号
東京印刷株式会社
代表取締役 江東 一郎

届出者

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

騒音規制法第6条第1項の規定により、特定施設の設置について、次のとおり届け出ます。

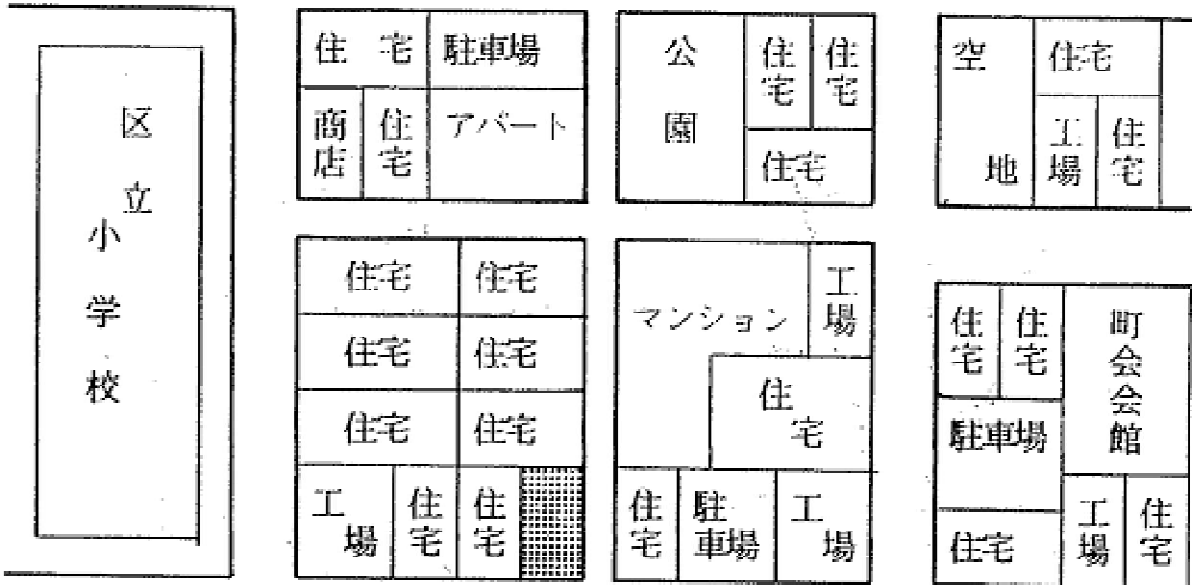
工場又は事業場の名称	東京印刷株式会社 亀戸工場		※ 整 理 番 号		
工場又は事業場の所在地	江東区亀戸一丁目 2番3号		※ 受理年月日		年 月 日
工場又は事業場の事業内容	印刷（オフセット）		※ 施 設 番 号		
常時使用する従業員数	3人		※ 審 査 結 果		
△騒音の防止の方法	別紙のとおり。		※ 備 考		
特 定 施 設 の 種 類	型式	公称能力	数	使用開始時刻 (時・分)	使用終了時刻 (時・分)
(9) 印刷機械	ローゼット A-2	2.2kW 6,000枚/時	1	8 : 0 0	1 8 : 0 0
(9) 印刷機械	ハイデルベルグTY	2.2kW 6,500枚/時	1	8 : 0 0	1 8 : 0 0
(9) 印刷機械	ハイデルベルグTW	2.2kW 6,000枚/時	1	8 : 0 0	1 8 : 0 0

- 備考 1 特定施設の種類の欄には、騒音規制法施行令別表第1に掲げる項番号及びイ、ロ、ハ等の細分があるときはその記号並びに名称を記載すること。
- 2 騒音の防止の方法の欄の記載については、別紙によることとし、消音器の設置、音源室内の防音措置、遮音屏の設置等騒音の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、できる限り図面、表等を利用すること。
- 3 ※印の欄には、記載しないこと。
- 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

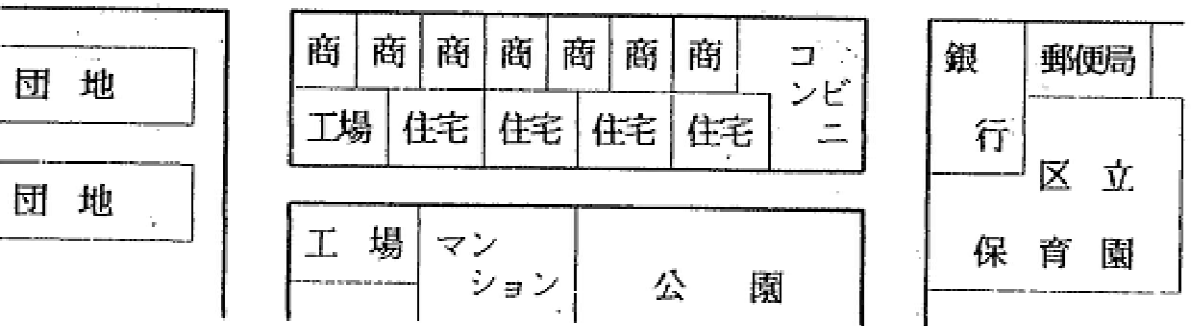
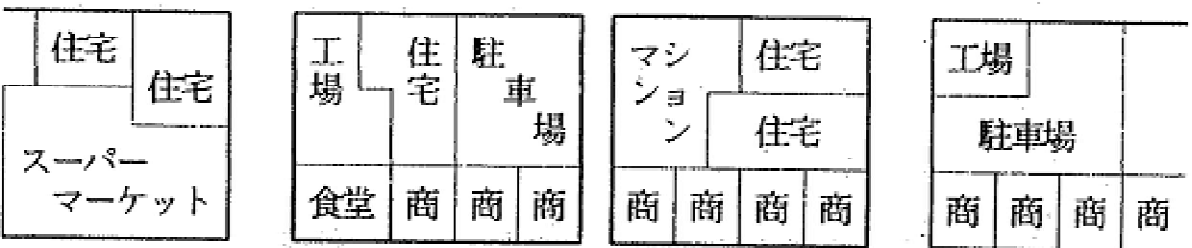
騒音防止の方法

事業場の建物の構造概要	構 造	鉄骨造
	階 数	3
	外 壁	ALC 版 t=100m/m
	内 壁	化粧合板 t=6m/m
	開口部	出入口:アルミサッシ (上部:網入ガラス t=6.8m/m 下部:パネル及びシャッター) 窓:アルミサッシ(網入リガラス t=6.8m/m の 2 重窓)
施設、機械自体の騒音防止の方法	機械下に防振ゴム t=10m/m を取り付ける。	
屋内の騒音防止の方法	換気扇には、防音ダクトを取り付ける。 開口部は閉鎖し、作業を行う。	
屋外の騒音防止の方法	建物の北側及び西側にブロック塀を設置する。 (H=1,800)	
その他		

N
4



申請地



(配置図)

N
4
↑

ブロック塀 (H=1800)

ブロック塀 (H=1800)

二重窓

事務室

オフセット印刷機
ローゼット
A-2B

二重窓

オフセット印刷機
ハイデルベルグ
TY-4

道路

トイレ

オフセット印刷機
ハイデルベルグ
TY-2

二重窓

階

段

出入口

防音ダクト

道路

特 定 施 設 使 用 届 出 書

年 月 日

江 東 区 長 殿

東京都千代田区丸の内一丁目2番3号

届出者 東京印刷株式会社

代表取締役 江東 一郎

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

騒音規制法第7条第1項の規定により、特定施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	東京印刷株式会社 亀戸工場		※ 整 理 番 号		
工場又は事業場の所在地	江東区亀戸一丁目 2番3号		※ 受理年月日	年 月 日	
工場又は事業場の事業内容	印刷（オフセット）		※ 施 設 番 号		
常時使用する従業員数	3人		※ 審 査 結 果		
△騒音の防止の方法	別紙のとおり。		※ 備 考		
特 定 施 設 の 種 類	型式	公称能力	数	使用開始時刻 (時・分)	使用終了時刻 (時・分)
(9) 印刷機械	ロ-ゼット A-2	2.2kW 6,000枚/時	1	8 : 0 0	1 8 : 0 0

- 備考 1 特定施設の種類の欄には、騒音規制法施行令別表第1に掲げる項番号及びイ、ロ、ハ等の細分があるときはその記号並びに名称を記載すること。
- 2 騒音の防止の方法の欄の記載については、別紙によることとし、消音器の設置、音源室内の防音措置、遮音塀の設置等騒音の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、できる限り図面、表等を利用すること。
- 3 ※印の欄には、記載しないこと。
- 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

特定施設の種類ごとの数変更届出書

年 月 日

江 東 区 長 殿

東京都千代田区丸の内一丁目2番3号

届出者 東京印刷株式会社

代表取締役 江東 一郎

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

騒音規制法第8条第1項の規定により、特定施設の種類ごとの数の変更について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	東京印刷株式会社 亀戸工場		※ 整 理 番 号					
工場又は事業場の所在地	江東区亀戸一丁目 2番3号		※ 受 理 年 月 日		年 月 日			
			※ 施 設 番 号					
			※ 審 査 結 果					
			※ 備 考					
特定施設の種類	型式	公称能力	数		使用開始時刻		使用終了時刻	
			変更前	変更後	変更前 (時・分)	変更後 (時・分)	変更前 (時・分)	変更後 (時・分)
(9) 印刷機	ローセ ット A-2	2.2kW 6,000枚/時	1	3	8:00	7:30	17:00	17:30

- 備考 1 特定施設の種類ごとの数に変更がある場合であっても、法第8条第1項ただし書の規定により届出を要しないこととされるときは、当該特定施設の種類については、記載しないこと。
- 2 特定施設の種類の欄には、騒音規制法施行令別表第1に掲げる項番号及びイ、ロ、ハ等の細分があるときはその記号並びに名称を記載すること。
- 3 ※印の欄には、記載しないこと。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

騒音の防止の方法変更届出書

年 月 日

江 東 区 長 殿

東京都千代田区丸の内一丁目2番3号

東京印刷株式会社

届出者

代表取締役 江東 一郎

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

騒音規制法第8条第1項の規定により、騒音の防止の方法の変更について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	東京印刷株式会社 亀戸工場		※ 整 理 番 号	
工場又は事業場の所在地	江東区亀戸一丁目 2番3号		※ 受 理 年 月 日	年 月 日
△騒音の防止の方法	変 更 前	変 更 後	※ 施 設 番 号	
	別紙のとおり。		※ 審 査 結 果	
			※ 備 考	

- 備考 1 騒音の防止の方法の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。また、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 2 ※印の欄には、記載しないこと。
- 3 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

氏 名 等 変 更 届 出 書

年 月 日

江 東 区 長 殿

東京都千代田区丸の内一丁目2番3号

東京印刷株式会社

届出者

代表取締役 江東 一郎

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

氏名(名称、住所、所在地)に変更があつたので、騒音規制法第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

変 更 の 内 容	変 更 前	代表取締役社長 江東 一郎	※ 整 理 番 号	
	変 更 後	代表取締役社長 江東 次郎	※ 受 理 年 月 日	年 月 日
変 更 年 月 日		令和2年4月1日	※ 施 設 番 号	
変 更 の 理 由		社長交代の為	※ 備 考	

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

特定施設使用全廃届出書

年 月 日

江 東 区 長 殿

東京都千代田区丸の内一丁目2番3号
東京印刷株式会社

届出者 代表取締役 江東 一郎
氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

特定施設のすべての使用を廃止したので、騒音規制法第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	東京印刷株式会社 亀戸工場	※ 整 理 番 号	
工場又は事業場の所在地	江東区亀戸一丁目 2番3号	※ 受 理 年 月 日	年 月 日
使用全廃の年月日	令和2年3月31日	※ 施 設 番 号	
使 用 全 廃 の 理 由	移転の為	※ 備 考	

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

承 継 届 出 書

年 月 日

江 東 区 長 殿

届出者 東京都千代田区丸の内一丁目2番3号
東京印刷株式会社
代表取締役 江東 一郎
氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

特定施設に係る届出者の地位を継承したので、騒音規制法第11条第3項の規定により、
次のとおり届けます。

工場又は事業場の名称		東京印刷株式会社 大島工場	※ 整 理 番 号	
工場又は事業場の所在地		江東区大島一丁目 2番3号	※ 受理年月日	年 月 日
承 継 の 年 月 日		平成21年4月1日	※ 施 設 番 号	
被 承 継 者	氏 名 又 は 称	大島プリント株式会社	※ 備 考	
	住 所	江東区大島一丁目 2番3号		
承 継 の 原 因		合併の為		

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

提出及び問合せ先

江東区環境清掃部環境保全課指導係

〒135-8383 江東区東陽 4-11-28

電話 (3647) 6147 FAX (5617) 5737